

経済産業省

平成21・09・08商第4号

平成21年9月15日

改正 平成22・08・31商第7号
平成22・12・13商第1号
20140407商第6号
20170516商第14号
20180214商第4号
20190820商第8号
20210210商第30号

割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 二階 俊博

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

なお、本審査基準等の施行に伴い、「割賦販売法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・07・26産第1号）は、廃止する。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第11条の規定による前払式割賦販売業の許可

法第11条の規定による前払式割賦販売業の許可に係る審査基準は、法第15条（許可の基準）の規定を基とし、同条第1項第4号中「財産的基礎」については、「割賦販売法第15条第1項第4号に定める前払式割賦販売に係る業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎の審査基準」（別紙1）を参照しつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

(2) 法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認

法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準は、法第20条の3第3項の規定により経済産業大臣が、供託委託契約に基づく受託者に対して、供託指示をするに至った事由（「許可割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を締結した者のその契約によって生ずる債権を保全するため必要があると認めたとき」、例えば、倒産寸前の状態や倒産がうわさされるような場合。）が解消されたと認められるか否かとする。

(3) 法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定

法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、同項第1号に定める利用者支払可能見込額の算定の方法については、「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の11第1項第11号イの方法の審査基準」（別紙5）を参照し、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、同項第2号に定める算定を行う体制に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号ロ、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。

(4) 法第30条の5の4第3項の規定による認定包括信用購入あっせ

ん業者の変更の認定

法第30条の5の4第3項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の変更の認定に係る審査基準は、法第30条の5の4第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定に係る審査基準を準用するものとする。なお、変更の認定が必要であるか否かは、「割賦販売法第30条の5の4第5項第2号の規定による認定の取消し及び第35条の2の14第1項第2号の規定による登録の取消しの処分基準」（別紙6）を参照するものとする。

（5）法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録

法第33条第1項の規定による包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第33条の2（登録の拒否）の規定を基としつつ、同条第1項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、資本の額、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号口、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参考するものとする。また、別紙2の1.の（2）の⑦に定める支払可能見込額の算定方法の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準」（別紙3）を参考するものとする。

（6）法第35条の2の3第1項の規定による少額の包括信用購入あっせん業者の登録

法第35条の2の3第1項の規定による少額の包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第35条の2の11（登録の

拒否) の規定を基にしつつ、同条第 1 項中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、同項第 1 1 号イに定める利用者支払可能見込額の算定の方法については、「割賦販売法第 30 条の 5 の 4 第 1 項第 1 号の方法及び第 35 条の 2 の 1 1 第 1 項第 1 1 号イの方法の審査基準」(別紙 5) を参照するものとする。

また、同項第 1 0 号及び同項第 1 1 号ロの体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第 30 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 33 条の 2 第 1 項第 1 1 号、第 35 条の 2 の 1 1 第 1 項第 1 0 号、同項第 1 1 号ロ、第 35 条の 3 の 2 6 第 1 項第 9 号及び第 35 条の 1 7 の 5 第 1 項第 8 号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」(別紙 2) を参照するものとする。

(7) 法第 35 条の 2 の 1 2 第 1 項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の変更の登録

法第 35 条の 2 の 1 2 第 1 項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の変更の登録に係る審査基準は、法第 35 条の 2 の 3 第 1 項の規定による少額の包括信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。なお、変更の認定が必要であるか否かは、「割賦販売法第 30 条の 5 の 4 第 5 項第 2 号の規定による認定の取消し及び第 35 条の 2 の 1 4 第 1 項第 2 号の規定による登録の取消しの処分基準」(別紙 6) を参照するものとする。

(8) 法第 35 条の 3 の 2 5 第 1 項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録

法第 35 条の 3 の 2 5 第 1 項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準は、法第 35 条の 3 の 2 6 (登録の拒否) の規定を基にしつつ、同条第 1 項中「重要な事項について虚偽の

記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、純資産の額、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関して、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号口、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。また、別紙2の1.の（2）の⑦に定める支払可能見込額の算定方法の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の2の2本文及び第35条の3の4本文に定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準」（別紙3）を参照するものとする。

（9）法第35条の3の27第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新

法第35条の3の27第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新に係る審査基準は、法第35条の3の25第1項の規定による個別信用購入あっせん業者の登録に係る審査基準を準用するものとする。

（10）法第35条の3の36第1項の規定による特定信用情報提供等業務を行う者の指定

法第35条の3の36第1項の規定による特定信用情報提供等業務を行う者の指定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

（11）法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可

法第35条の3の38の規定による指定信用情報機関の役員の兼職の認可に係る審査基準は、割賦販売法施行規則（昭和36年通商

産業省令第95号。以下「施行規則」という。) 第108条第2項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(12) 法第35条の3の41第1項ただし書の規定による指定信用情報機関の兼業の承認

法第35条の3の41第1項ただし書の規定による指定信用情報機関の兼業の承認に係る審査基準は、次の①及び②を踏まえつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

- ① 承認を受けようとする事業の実施により特定信用情報提供等業務に支障が生じるおそれがないこと。
- ② 承認を受けようとする事業の実施により指定信用情報機関の財務内容が悪化するおそれがないこと。

(13) 法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認

法第35条の3の42第1項の規定による指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認に係る審査基準は、施行規則第112条(業務の一部委託の承認基準)の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(14) 法第35条の3の43第1項の規定による指定信用情報機関の業務規程の認可

法第35条の3の43第1項の規定による指定信用情報機関の業務規程の認可に係る審査基準は、同条の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(15) 法第35条の3の53第1項の規定による特定信用情報提供等業務の休廃止の認可

法第35条の3の53第1項の規定による特定信用情報提供等業務の休廃止の認可に係る審査基準は、当該指定信用情報機関が保有

する特定信用情報が他の指定信用情報機関への移転等により適切に処理されていること、加入信用購入あっせん業者等関係者への周知がなされていること等、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(16) 法第35条の3の61の規定による前払式特定取引業の許可

法第35条の3の61の規定による前払式特定取引業の許可に係る審査基準は、法第35条の3の62において準用する法第15条(許可の基準)の規定を基とし、同条第1項第4号中「財産的基礎」については、「割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第15条第1項第4号に定める前払式特定取引に係る業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎の審査基準」(別紙4)を参照しつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

(17) 法第35条の3の62において準用する法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認

法第35条の3の62において準用する法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準は、法第20条の4第2項の規定による供託した前受業務保証金の取戻し承認に係る審査基準を準用するものとする。

(18) 法第35条の4第1項の規定による受託事業者の指定

法第35条の4第1項の規定による受託事業者の指定に係る審査基準は、法第35条の5(指定の基準)の規定を基としつつ、次の①から③までを踏まえつつ、受託事業の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

- ① 法第35条の5第2号中「その行おうとする受託事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎」とは、資本金の他に、諸準備金、積立金等の額、受託事業基金の額、負債状況等を考慮し、更に諸経営指標(純資産比率、流動比率、経常収支率等)を事業計画書との対比において総合的に分析して個別具体的に受託事業を行うに足りる財産的基礎を指すこと。

- ② 法第35条の5第3号中「法令に違反し」とは、例えば定款

に受託事業基金の定めがない場合、又は業務方法書において経済産業省令で定める必要記載事項の記載がない場合等を指すこと。

③ 法第35条の5第3号中「事業の適正な運営を確保するのに十分でない」とは、業務方法書に記載された受託拒否の基準が不明確で指定受託機関の適正運営を阻害するものであるとか、業務方法書に記載された資産運用方法が不健全であるとか、事業計画書に記載された利益処分計画が指定受託機関の内部留保を大幅に阻害するもの等の場合を指すこと。

(19) 法第35条の9の規定による受託事業者の兼業の承認

法第35条の9の規定による受託事業者の兼業の承認に係る審査基準は、次の①から③までを踏まえつつ、受託事業の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

- ① 当該事業の兼営により供託委託契約に基づく前受業務保証金の供託に関する事業に支障が生じるおそれがないこと。
- ② 資本の額が法第35条の5第1号に定める金額を超え、かつ、当該超過部分が当該事業を実施するために十分な金額であること。
- ③ 当該事業の実施により財務内容が悪化するおそれがないこと。

(20) 法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録

法第35条の17の4第1項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録に係る審査基準は、法第35条の17の5（登録の拒否）の規定を基としつつ、同条第1項柱書中「重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき」については、役員が禁錮以上の刑に処せられた事実、体制整備に係る社内規則等について、実際と異なる記載をし、あるいはその記載をしないこと等に関し、消費者保護等の観点から総合的に勘案するものとする。

なお、体制整備に係る社内規則等の審査に当たっては、「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号口、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準」（別紙2）を参照するものとする。

(21) 法第35条の18第1項の規定による認定割賦販売協会の認定法第35条の18第1項の規定による認定割賦販売協会の認定に係る審査基準は、同項の規定を基としつつ、同条第2項に定める認定業務の適正な運営の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

2. その他

(1) 法第18条の5第3項の規定による前受業務保証金の取戻し承認については、法第18条の5第1項及び第2項に取戻し承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(2) 法第18条の5第5項の規定による供託委託契約の解除承認については、法第18条の5第1項及び第2項に解除承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(3) 法第35条の3の62において準用する法第18条の5第3項の規定による前受業務保証金の取戻し承認については、法第18条の5第3項の規定による前受業務保証金の取戻し承認と同様の理由により、審査基準は作成しない。

(4) 法第35条の3の62において準用する法第18条の5第5項の規定による供託委託契約の解除承認については、法第18条の5第5項の規定による供託委託契約の解除承認と同様の理由により、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第19条第3項の規定による前払式割賦販売契約約款の変更命令

法第19条第3項の規定による前払式割賦販売契約約款の変更命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(2) 法第20条第1項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令

法第20条第1項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、消費者保護の観点から当該許可割賦販売業者の経営状況等を総合的に勘案して判断するものとする。

(3) 法第20条の2第1項の規定による許可割賦販売業者への改善命令

法第20条の2第1項の規定による許可割賦販売業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(4) 法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示

法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示に係る処分基準は、倒産寸前の状態や倒産がうわさされるような場合には、還付請求が集中し請求額が當業保証金の額を超えることも有り得ることを踏まえつつ、消費者保護の観点から総合的に勘案して判断することとする。

(5) 法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者の許可取消し

法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(6) 法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令

法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該許可割賦販売業者の財産の状況又は業務の運営の改善に係る取組に一定期間を要すると認められることとする。

なお、契約締結禁止期間については、過去の処分事例等を基に重大性又は悪質性の有無等を勘案して判断するものとする。

(7) 法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第30条の5の3第1項の規定による包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第30条の2の2本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1. の(4)、(5)又は2. の(1)に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

(8) 法第30条の5の4第5項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の認定取消し

法第30条の5の4第5項の規定による認定包括信用購入あっせん業者の認定取消しに係る処分基準は、同項第1号のうち、同条第1項第1号に定める利用者支払可能見込額の算定の方法に係るものについては別紙5を、同項第2号に定める算定を行う体制に係るものについては別紙2の1. (3)を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同条第5項第2号については、別紙6を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

同項第3号及び第4号については、これらの号の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(9) 法第30条の6第1項の規定による認定包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第30条の6第1項の規定による認定包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第30条の5の5第1項本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、認定包括信用購入あっせん業者の延滞率（別紙5の3.（1）参照）に係る判断については、「割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準」（別紙7）を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるとときは、別紙2の1.の（4）、（5）又は2.の（1）に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

(10) 法第34条の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第34条の規定による登録包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の1.及び2.に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(11) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消し

法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(12) 法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん

業者への業務停止命令

法第34条の2第2項の規定による登録包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適當かどうかを検討して判断するものとする。

(13) 法第35条の2の8第1項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の2の8第1項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率（別紙5の3.（1）参照）に関して、法第35条の2の4第1項本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率（別紙5の3.（1）参照）に係る判断については、「割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準」（別紙7）を基とするものとする。また、法第30条の5の2の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1.の（4）、（5）又は2.の（1）に定める体制のとおり業務を運営していない場合とする。

(14) 第35条の2の14第1項第2号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消し

法第35条の2の14第1項第2号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への登録取消しに係る処分基準は、別紙6を基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(15) 法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購

入あっせん業者の登録取消し

法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(16) 法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第35条の2の14第2項の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適當かどうかを検討して判断するものとする。

(17) 法第35条の3において読み替えて準用する法第34条の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3において読み替えて準用する法第34条の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、法第35条の2の11第1項第10号及び同項第11号ロに定める体制に係るものについては、別紙2の1. 及び2. に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

また、同号イに係るものについては、別紙5に定める要件を満たしていないことを基としつつ、消費者保護等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(18) 法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の21第1項の規定による個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

なお、法第35条の3の4本文の規定に違反しているか否かの判断のうち、支払可能見込額の算定に係る判断については、別紙3を基とするものとする。また、法第35条の3の20の規定に違反していると認めるときは、別紙2の1. の(4)、(5)又は3. の(2)に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(19) 法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令

法第35条の3の31の規定による登録個別信用購入あっせん業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の1. 及び3. に定める要件を満たしていないことを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(20) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消し

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(21) 法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令

法第35条の3の32第2項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適當かどうかを検討して判断するものとする。

(22) 法第35条の3の52の規定による指定信用情報機関への改善命令

法第35条の3の52の規定による指定信用情報機関への改善命令に係る処分基準は、法第35条の3の36第1項第6号に定める財産的基礎で経済産業省令で定めるものを欠くに至った場合又は特

定信用情報提供等業務を法令、法令に基づく処分若しくは業務規程に従い適切に運営していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(23) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の指定の取消し

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の指定の取消しに係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(24) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の兼業の承認の取消し

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の兼業の承認の取消しに係る処分基準は、当該承認を受けた事業の実施による財務内容の悪化により、法第35条の3の36第1項第6号の規定で定める財産的基礎で経済産業省令で定めるものを欠くに至った場合、指定の申請の際に兼業に関する事項について実際と異なる記載をしていた場合等において、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、兼業を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(25) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該事業者の業務の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適當かどうかを検討して判断するものとする。

(26) 法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の役員の解任命令

法第35条の3の54第1項の規定による指定信用情報機関の役員の解任命令に係る処分基準は、当該役員が法第35条の3の36第1項第4号イからヘまでのいずれかに該当することとなった場合、法第35条の3の38の規定による兼職の制限に違反した場合等において、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行に相当程度の支障を及ぼすおそれがあることとする。

(27) 法第35条の3の55第1項の規定による指定信用情報機関への特定信用情報提供等業務移転命令

法第35条の3の55第1項の規定による指定信用情報機関への特定信用情報提供等業務移転命令に係る処分基準は、同項の規定を基としつつ、特定信用情報提供等業務の継続性の確保等の観点から総合的に勘案するものとする。

(28) 法第35条の3の62において準用する法第19条第3項の規定による前払式特定取引契約約款の変更命令

法第35条の3の62において準用する法第19条第3項の規定による前払式特定取引契約約款の変更届出に対する変更命令に係る処分基準は、法第19条第3項の規定による前払式割賦販売契約約款の変更命令に係る処分基準を準用するものとする。

(29) 法第35条の3の62において準用する法第20条第1項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令

法第35条の3の62において準用する法第20条第1項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、法第20条第1項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令に係る処分基準を準用するものとする。

(30) 法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項の規定による前払式特定取引業者への改善命令

法第35条の3の62において準用する法第20条の2第1項の規定による前払式特定取引業者への改善命令に係る処分基準は、法第20条の2第1項の規定による許可割賦販売業者への改善命令に係る処分基準を準用するものとする。

(31) 法第35条の3の62において準用する法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示

法第35条の3の62において準用する法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示に係る処分基準は、法第20条の3第3項の規定による債権保全のため、前受業務保証金を供託すべきことの指示に係る処分基準を準用するものとする。

(32) 法第35条の3の62において準用する法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者の許可取消し

法第35条の3の62において準用する法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者の許可取消しに係る処分基準は、法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しに係る処分基準を準用するものとする。

(33) 法第35条の3の62において準用する法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令

法第35条の3の62において準用する法第23条第2項の規定による前払式特定取引業者への契約締結禁止命令に係る処分基準は、法第23条第2項の規定による許可割賦販売業者への契約締結禁止命令に係る処分基準を準用するものとする。

(34) 法第35条の13の規定による指定受託機関への改善命令

法第35条の13の規定による指定受託機関への改善命令に係る処分基準は、同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(35) 法第35条の14第2項の規定による指定受託機関の指定の取消し

法第35条の14第2項の規定による指定受託機関の指定の取消し等に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当し、かつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、事業を継続させるのが適当でないと認められることとする。

(36) 法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令

法第35条の14第2項の規定による指定受託機関への事業停止命令に係る処分基準は、同項各号のいずれかに該当する場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から、当該指定受託機関の財産の状況又は事業の運営の改善に係る取組に一定期間を要し、業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適當かどうかを検討して判断するものとする。

(37) 法第35条の17の規定によるクレジットカード番号等取扱業者（法第35条の16第1項第2号に該当するものを除く。）への改善命令

法第35条の17の規定によるクレジットカード番号等取扱業者（法第35条の16第1項第2号に該当するものを除く。）への改善命令に係る処分基準は、法第35条の16の規定に基づく経済産業省令で定める基準に適合していないと認められる場合において、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(38) 法第35条の17の10の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令

法第35条の17の10の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への改善命令に係る処分基準は、別紙2の4.に定める要件を満たしていないこと、又は同条の規定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。なお、法第35条の17の9の規定に違反していると認めるときとは、別紙2の4.（2）又は（3）に定める体制に基づき業務を運営していない場合とする。

(39) 法第35条の17の11第2項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録取消し

法第35条の17の11第2項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録取消しに係る処分基準は、同項の規

定を基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

(40) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への改善命令
法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への改善命令に係る処分基準は、次のいずれかに該当することを基としつつ、重大性又は悪質性の有無等の観点から総合的に勘案して判断するものとする。

- ① 法第35条の18第2項に定める業務を適切に運営していないと認められる場合
- ② 社員名簿を公衆の縦覧に供していない場合
- ③ 法第35条の20に定める情報について、会員から提供の請求があったにもかかわらず、当該情報を提供しなかった場合
- ④ 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者がその職務に関して知り得た秘密を漏らし、盗用し、又は認定業務の用に供する目的以外に利用した場合
- ⑤ 法第35条の23に定める定款の必要的記載事項を定めていない場合

(41) 法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消し

法第35条の24の規定による認定割賦販売協会への認定取消しに係る処分基準は、(40)に定める処分基準を基としつつ、重大性又は悪質性が相当程度に認められ、業務を継続させるのが適当でないと認められる場合とする。

2. その他

- (1) 法第20条の3第2項の規定による前受業務保証金を供託すべきことの指示については、同項に供託すべきことの指示の基準が規定されているため、処分基準は作成しない。
- (2) 法第23条第1項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しについては、同項に許可の取消しの基準が規定されているため、処分

- 基準は作成しない。
- (3) 法第34条の2第1項の規定による登録包括信用購入あっせん業者の登録取消しについては、同項に登録の取消しの基準が規定されているため、処分基準は作成しない。
- (4) 法第35条の2の14第1項第1号及び第3号の規定による登録少額包括信用購入あっせん業者の登録取消しについては、これらの号に登録の取消しの基準が規定されているため、処分基準は作成しない。
- (5) 法第35条の3の32第1項の規定による登録個別信用購入あっせん業者の登録取消しについては、同項に登録の取消しの基準が規定されているため、処分基準は作成しない。
- (6) 法第35条の3の62において準用する法第20条の3第2項の規定による前受業務保証金を供託すべきことの指示については、法第20条の3第2項の規定による前受業務保証金を供託すべきことの指示と同様の理由により、処分基準は作成しない。
- (7) 法第35条の3の62において準用する法第23条第1項の規定による前払式特定取引業者の許可取消しについては、法第23条第1項の規定による許可割賦販売業者の許可取消しと同様の理由により、処分基準は作成しない。
- (8) 法第35条の14第1項の規定による指定受託機関の指定取消しについては、同項に指定の取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、処分基準は作成しない。
- (9) 法第35条の17の11第1項の規定によるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録取消しについては、同項に登録の取消しの基準が規定されているため、処分基準は作成しない。

附 則

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22・08・31商第7号）

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。

附 則（平成22・12・13商第1号）

この訓令は、平成22年12月17日から施行する。

附 則（20140407商 第 6 号）

この訓令は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（20170516商 第 14 号）

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（20180214商 第 4 号）

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（20190820商 第 8 号）

この訓令は、令和元年8月30日から施行する。

附 則（20210210商 第 30 号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

割賦販売法第 15 条第 1 項第 4 号に定める前払式割賦販売に係る業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎の審査基準

1. 収支の状況

当該事業者の収支の内容が 5 年間健全であること。特に経常収支比率が原則として 100 % 以上を維持していること。

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状態をいう。

2. 資産及び負債の状況

当該事業者の業種、事業の態様、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が 5 年間良好であること。特に流動比率が原則として 100 % 以上を維持しており、かつ、負債倍率が過去 5 年間高率であった等過度の負債を保有していないことその他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが原則として製造会社で 3 倍、販売会社で 12 倍以上をいう。

3. 業務計画の状況

5 年間の募集計画、売上計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく 5 年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及び売上の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状況をいい、特に純資産比率が100%以上、経常収支比率が100%以上、かつ、流動比率が90%以上を維持していることをいう。このうち、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後2年以上は現金供託とすることとし資金計画に計上されていること。

4. 経営見通し等

申請者が開業資金（募集事業開始のための資金を含む。）を十分に保有し、前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売実績を申請時を含め最低2年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

割賦販売法第30条の5の4第1項第2号、第33条の2第1項第11号、第35条の2の11第1項第10号、同項第11号口、第35条の3の26第1項第9号及び第35条の17の5第1項第8号に定める体制整備に係る社内規則等の審査基準

1. 包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者

(1) 法令等遵守全般について

- ① 法令等を遵守した業務を行っているかどうかを監督する部署（以下「内部管理部門」という。）の設置及び責任者を明確に定めていること。
- ② 営業部門とは独立した監査部署（以下「内部監査部署」といい、包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者の規模に鑑み、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可）を設け、実効性が確保された状況であること。
- ③ 内部管理部門が、支払能力調査、加盟店調査及び情報管理を行う各部署に対して定期的なモニタリングを行い、問題があれば改善策を策定し、当該改善策を適切に実施し、重大な問題があれば経営陣への報告及び適切な情報開示が行われる体制となっていること。
- ④ 反社会的勢力による被害を防止するための社内規則等を定め、当該社内規則等に基づき業務を実施する体制となっていること。
- ⑤ 法令等の遵守に関して違反があった場合の制裁等を定めていること。
- ⑥ 社内規則等の内容の適切性について定期的な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うこととしていること。
- ⑦ 法令等の遵守に関する研修の定期的な受講など役職員に周知する方法を定めていること。
- ⑧ 認定割賦販売協会会員については、法及び同協会が定める規則

(以下「自主ルール」という。)の遵守を確保するために認定割賦販売協会で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員に定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(2) 法第30条の2及び第35条の3の3に規定する支払可能見込額調査に関することについて(認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者に係るものを除く。)

- ① 支払可能見込額調査に関する責任部署及び責任者を明確に定めていること。
- ② 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼(当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、当該購入者等の同意を得ることとしていること。
- ③ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、購入者等を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次のアからウに掲げる同意を得ることとしていること。
 - ア 当該購入者等に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意
 - イ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者に提供する旨の同意
 - ウ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関以外の他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者の依頼に基づく当該他の指定信用情報機関からの提供の依頼に応じ、加入指定信用情報機関が当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あっせん業者又は加

入個別信用購入あっせん業者に提供する旨の同意

- ④ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、支払能力調査以外の目的のために、加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼をすること又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用すること若しくは第三者に提供することを禁止していること。
 - ⑤ 指定信用情報機関に対する特定信用情報の提供の依頼及び登録を行うためのシステムを整備していること。
 - ⑥ 支払可能見込額調査義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。
 - ⑦ 支払可能見込額調査に係る調査事項及び調査方法並びに支払可能見込額の算定方法を適切かつ明確に定めていること。
 - ⑧ 支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。
 - ⑨ 支払可能見込額調査及び支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしていること。
 - ⑩ 支払可能見込額調査（上記②及び③の同意取得を含む。）に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めていること。
- (3) 法第30条の5の5及び第35条の2の4に規定する利用者支払可能見込額の算定に関することについて（認定包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者に係るものに限る。）
- ① 利用者支払可能見込額の算定及びその管理を行うための責任部署並びに当該部署の責任者が置かれていること。
 - ② 利用者支払可能見込額の算定及び管理に関する内部監査部署及び当該部署の責任者が置かれ（包括信用購入あっせん業者の規模に鑑み、独立性が担保されれば内部監査部署の設置に代えて、外部監査の利用も可）、実効性が確保された状況であること。
 - ③ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、加入指定信用

情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼（当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、当該購入者等の同意を得ることとしていること。

- ④ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、購入者等を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を締結しようとする場合には、書面又は電磁的方法により、あらかじめ、次のアからウに掲げる同意を得ることとしていること。

ア 当該購入者等に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

イ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者に提供する旨の同意

ウ 上記アの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関以外の他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者の依頼に基づく当該他の指定信用情報機関からの提供の依頼に応じ、加入指定信用情報機関が当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者に提供する旨の同意

- ⑤ 特定信用情報提供契約を締結した場合においては、支払能力調査以外の目的のために、加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼をすること又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用すること若しくは第三者に提供することを禁止していること。

- ⑥ 指定信用情報機関に対する特定信用情報の提供の依頼及び登録を行うためのシステムを整備していること。

- ⑦ 利用者支払可能見込額算定義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。

- ⑧ 利用者支払可能見込額の算定の手順が定められていること。

- ⑨ 利用者支払可能見込額の算定の方法の妥当性を検証すること及び

当該算定の方法の見直しの基準が定められ、これらに基づいて利用者支払可能見込額の算定の方法を適切に見直すことが定められていること。

- ⑩ 利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の適用除外の要件について、法令に基づき適切かつ明確に定めていること。
 - ⑪ 利用者支払可能見込額算定及び利用者支払可能見込額を超える与信の禁止義務の履行状況について定期的に事後検証を行い、問題があれば業務の見直しを行うこととしていること。
 - ⑫ 利用者支払可能見込額算定（上記③及び④の同意取得を含む。）に関する記録の作成及び保存に関して、記録事項、保存方法及び保存期間を適切かつ明確に定めていること。
- ※ 認定包括信用購入あっせん業者について、法第33条の2第1項第11号に規定する「第三十条の二第一項本文に規定する調査」に係る体制は、法第30条の5の4第1項第2号の体制をもって代えることができる。

（4）法第30条の5の2及び第35条の3の20に規定する購入者等に関する情報の適正な取扱のために必要な措置に関することについて

- ① 購入者等に関する情報を管理する責任部署及び責任者を明確に定めていること。
- ② 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」、「同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」、「同ガイドライン（匿名加工情報編）」及び「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づく情報の取扱い基準等が定められていること。
- ③ 情報の漏えい、目的外利用等を防止するためのシステムを整備するとともに、情報管理を外部委託する場合は、委託先の監督を適切に行うための基準が明確になっていること。
- ④ 情報の漏えい、目的外利用等が発生した場合に、官公庁への報告も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備していること。
- ⑤ 上記④の対応を適切に行うよう、役職員に周知されていること。

⑥ 認定割賦販売協会会員については、情報の適切な取扱いを確保するため認定個人情報保護団体で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(5) 法第30条の5の2及び第35条の3の20に規定する委託業務の適確な遂行のために必要な措置に関することについて

- ① 委託先を適正に選定するための基準等を定めていること。
- ② 委託先における業務状況を定期的に確認し、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっていること。
- ③ 委託先の行為に伴う購入者等からの苦情があった場合には適切かつ迅速に処理することとなっていること。
- ④ 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、購入者等の利益の保護を図ることが明確になっていること。

2. 包括信用購入あっせん業者

1. に加え、以下の事項を確認すること。

(1) 法第30条の5の2に規定する購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置に関することについて

- ① 苦情処理を担当する窓口及び処理手続が整備されているとともに、当該窓口の存在を消費者が把握可能な状況となっており、当該処理手続が苦情処理担当部署及び担当者に対して周知徹底されていること。
- ② 苦情を内容及び重要性に即して類型化する基準が明確となっており、当該基準が適切かつ合理的な内容となっていること。また、類型化した苦情を関係部署との間で共有するとともに、重要案件については経営陣に対して報告することとなっていること。
- ③ 加盟店の消費者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情について、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知するべき苦情の

基準が明確となっていること。また、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者から提供された加盟店調査の結果及び自社に対する苦情調査の結果を踏まえ、顧客対応や事務処理の改善、再発防止策の策定等の必要な措置を講じることとなっていること。

- ④ 苦情処理体制の在り方についての定期的な検討及び見直しを経営陣の指揮の下において行うこととなっていること。
- ⑤ 苦情処理に関する業務について適切かつ正確な記録や保存を行うこととなっていること。
- ⑥ 認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度への情報登録につき、自主ルールに基づき適正に情報を登録することとなっていること。
- ⑦ 認定割賦販売協会会員については、消費者からの苦情のみならず認定割賦販売協会から提供される当該会員が行う業務に関する苦情についても、適切に処理することとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(2) 法第35条の16に規定するクレジットカード番号等の適切な管理に関することについて

- ① クレジットカード番号等の適切な管理に関する規程類等を設け、クレジットカード番号等の管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めていること。
- ② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、施行規則第132条各号に定める基準に従った措置を実施することとし、当該措置の内容、手法を明確に定めていること。
- ③ クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該事故の状況把握、当該事故の拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施する体制を整備していること。また、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に官公庁への報告も含めた関係先への迅速な連絡を実施することとしていること。

- ④ 自社、自社以外のクレジットカード番号等取扱業者又はこれらの者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた者から自社のクレジットカード会員のクレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該クレジットカード会員以外の者がクレジットカード番号等を利用することによる二次被害を防止するための措置を講じる体制を整備していること。
- ⑤ クレジットカード番号等の取扱いを外部委託する場合は、委託先への指導及び監督を適切に行うための基準が明確になっていること。
- ⑥ 自社の役職員等によるクレジットカード番号等の不正な取扱いを防止するための措置の内容、方法を明確に定めていること。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）（以下「犯収法」という。）の規定に基づく措置等に関することについて
犯収法の規定に基づく取引時確認等の措置等に関する社内規則等を定め、当該社内規則等に基づき業務を実施する体制となっていること。

3. 個別信用購入あっせん業者

1. に加え、以下の事項を確認すること。

- (1) 法第35条の3の5に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関することについて
- ① 個別信用購入あっせん関係販売業者等の勧誘に関する調査（以下①から⑨において「加盟店調査」という。）に関する責任部署及び責任者を明確に定めていること。
- ② 加盟店調査を行うに当たっての業務上の手続が明確になっていること。また、加盟店契約件数に応じて加盟店管理を適切に行うことのできる体制（ITシステムを活用している部分はその状況を含む。）を整備していること。
- ③ 新たに加盟店契約を行う場合の調査について、訪問販売等を行

う調査対象事業者に対して必要となる事項を適切な方法で確認する体制になっていること。

- ④ 個別契約ごとの調査については、必要となる事項を適切な方法で確認するとともに、調査結果に基づき与信契約を締結しない場合の基準が明確になっていること。
- ⑤ 苦情対応調査については、調査が発動される起点となる苦情の質的判断、量的判断の基準を明確にし、当該基準が適切かつ合理的な内容であるとともに、調査に当たっては、加盟店から徹底した聴取を行う等苦情内容に応じて原因追及を適切に行うこととなっていること。
- ⑥ 調査結果を営業部署や苦情処理部署に共有するとともに、経営陣に対して定期的に報告がなされることとなっていること。
- ⑦ 加盟店が悪質な勧誘行為を行う等の法令違反行為を行うような販売業者等であることを知り得た場合には、加盟店契約の解除も含めた適切な対応をとるべきこととする方針を経営陣の責任の下で定めていること。また、当該方針に従い加盟店調査の結果、必要な措置を講じることとなっていること。
- ⑧ 調査記録の保存体制が整備されていること。
- ⑨ 認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度の登録情報を定期的に確認し、登録されている自社の加盟店関係の情報の集計及び分析を行い、加盟店調査、苦情処理及び営業の各部署間で共有し、重要情報を経営陣に報告することとなっていること。

なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

(2) 法第35条の3の20に規定する購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置に関することについて

- ① 苦情処理を担当する窓口及び処理手続が整備されているとともに、当該窓口の存在を消費者が把握可能な状況となっており、当該処理手続が苦情処理担当部署及び担当者に対して周知徹底され

ていること。

- ② クーリングオフの通知や抗弁等の苦情を内容及び重要性に即して類型化する基準が明確となっており、当該基準が適切かつ合理的な内容となっていること。
- ③ 類型化した苦情を加盟店調査担当部署や営業部署との間で共有するとともに、重要案件については経営陣に対して報告をし、法令上の加盟店調査につながる苦情以外の苦情処理に関する調査の結果必要な措置を講じることについての判断を経営陣が行うこととなっていること。
- ④ 苦情処理体制の在り方についての定期的な検討及び見直しを経営陣の指揮の下において行うこととなっていること。
- ⑤ 苦情処理に関する業務を円滑に実施するため、適切かつ正確な記録や保存がなされるとともに記録の分析を行うことによって、顧客対応や事務処理の改善、再発防止策の策定等を行うこととなっていること。
- ⑥ 認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度への情報登録につき、自主ルールに基づき適切に情報を登録することとなっていること。
- ⑦ 認定割賦販売協会会員については、消費者からの苦情のみならず認定割賦販売協会から提供される当該会員が行う業務に関する苦情についても、適切に処理することとなっていること。
なお、認定割賦販売協会非会員についても、上記事項と同等の内容となっていることを確認すること。

4. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

1. (1) に加え、以下の事項を確認すること。

- (1) 法第35条の17の8に規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等に関することについて
 - ① クレジットカード番号等購入あっせん関係販売業者等におけるクレジットカード番号等の適切な管理等に関する調査（以下①か

ら⑭において「加盟店調査」という。)について規程類を設け、責任部署及び責任者を明確に定めていること。

- ② 加盟店調査を行うに当たっての業務上の手続が明確になっていること。また、加盟店契約件数に応じて加盟店管理を適切に行うことのできる体制(I Tシステムを活用している部分はその状況を含む。)を整備していること。
- ③ 加盟店が講じるべきクレジットカード番号等の漏えい等の事故及び不正利用を防止するための措置の基準を明確に定めていること。
- ④ クレジットカード番号等取扱契約の締結に先立って行う調査について、調査事項に応じた適切な調査方法を定めているとともに、調査結果に基づきクレジットカード番号等取扱契約を締結しない場合の基準が明確になっていること。
- ⑤ クレジットカード番号等取扱契約を締結した加盟店に対する定期的な調査については、調査事項に応じた適切な頻度及び調査方法を定めていること。
- ⑥ 利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける行為、漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれ及び不正利用の防止に支障を生じ又は生ずるおそれを認める場合の調査については、調査を実施する判断基準を明確に定めているとともに、当該基準が適切かつ合理的な内容であること。また、調査事項に応じた適切な調査方法を定めていること。
- ⑦ 加盟店調査の結果を加盟店営業部署や苦情処理部署に共有するとともに、経営陣に対して定期的に報告がなされることとなっていること。
- ⑧ 加盟店に対して講ずる措置について、実施基準及び方法を明確に定めていること。また、当該基準が適切かつ合理的な内容であること。
- ⑨ 加盟店調査の記録作成及び保存の方法及び期間を定めていること。

- ⑩ 加盟店の苦情の発生状況を踏まえ、加盟店情報交換制度の苦情に関する登録情報又はそれと同等の苦情情報を必要に応じて確認するとともに、加盟店調査、苦情処理及び営業等の関係部署間に共有することとなっていること。また、クレジットカード番号等の適切な管理等に関する情報についても同様に取扱うこととしていること。
- ⑪ 認定割賦販売協会会員については、加盟店情報交換制度への情報登録につき、自主ルールに基づき適切に情報を登録することとなっていること。
- ⑫ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は加盟店調査を委託する場合に委託先を適正に選定するための基準等を定めていること。
- ⑬ 委託先における業務状況を定期的に確認し、問題がある場合には改善を求めるなど適切な監督を行うこととなっていること。
- ⑭ 委託先が法令違反行為を行ったような場合には、速やかに当該委託契約を解除すること等により、利用者又は購入者等の利益の保護を図ることが明確になっていること。

(2) 法第35条の17の9に規定するクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置に関することについて

- ① クレジットカード番号等の適切な管理に関する規程類等を設け、クレジットカード番号等の管理を行う責任部署及び責任者を明確に定めていること。
- ② 自社が取り扱うクレジットカード番号等の漏えい等の事故を防止するため、施行規則第133条の11に定める措置の内容、手法を明確に定めていること。
- ③ クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に、当該事故の状況把握、当該事故拡大防止措置、原因究明調査及び再発防止措置を実施する体制を整備していること。また、クレジットカード番号等の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に官公庁への報告も含め

た関係先へ迅速な連絡を実施することとしていること。

- ④ クレジットカード番号等の取扱いを外部委託する場合は、委託先への指導及び監督を適切に行うための基準が明確になっていること。
 - ⑤ 自社の役職員等によるクレジットカード番号等の不正な取扱いを防止するための措置の内容、方法を明確に定めていること。
- (3) 法第35条の17の9に規定する購入者等に関する情報の適正な取扱のために必要な措置に関することについて
- ① 利用者又は購入者等に関する情報を管理する責任部署及び責任者を明確に定めていること。
 - ② 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）」、「同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」及び「同ガイドライン（匿名加工情報編）」に基づく情報の取扱い基準等が定められていること。
 - ③ 情報の漏えい、目的外利用等を防止するためのシステムを整備するとともに、情報管理を外部委託する場合は、委託先への監督を適切に行うための基準が明確になっていること。
 - ④ 情報の漏えい、目的外利用等が発生した場合、官公庁への報告も含めた関係先への迅速な連絡体制を整備していること。
 - ⑤ 上記④の対応を適切に行うよう、役職員に周知されていること。
 - ⑥ 認定割賦販売協会会員については、情報の適切な取扱いを確保するために認定個人情報保護団体で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させることとなっていること。
なお、認定割賦販売非会員についても、上記事項と同様の内容となっていること。

割賦販売法第 30 条の 2 の 2 本文及び第 35 条の 3 の 4 本文に
定める支払可能見込額の算定方法に関する審査基準

1. 支払可能見込額調査により得られた年収を加算していること。
2. 法第 30 条の 2 第 2 項に規定する生活維持費を減算していること。
3. 支払可能見込額調査により得られた支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務の額（信用購入あっせんの手数料の額を含む。）のうち購入者等が 1 年間に支払うことが見込まれる額（以下「支払見込債務額」という。）を減算していること。ただし、当該支払見込債務額のうち、当該支払可能見込額調査を法第 30 条の 2 第 1 項本文の規定により行った信用購入あっせん業者が利用者にカード等を既に交付等している場合における当該カード等に係る支払見込債務額であってカード等の交付等又はカード等に係る極度額の増額の後の当該信用購入あっせん業者が当該利用者に交付等しているカード等に係る債務の額とされるものについては減算しないことができるものとする。
4. 支払可能見込額調査により得られた預貯金を基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算していること。
5. 支払可能見込額調査により得られた流動資産（預貯金を除く。）を基礎として、換金可能性に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算していること。
6. 支払可能見込額調査により得られた固定資産を基礎として、換金可能性に特に留意しつつ、合理的に算定した額を必要に応じて加算していること。ただし、生活に必要な固定資産については加算することができないものとする。
7. 上記 1. から 6. までに定める事項以外の事項であって支払可能見込額調査により得られたものを基礎として合理的に算定した額を必要に応じて加算又は減算していること。

割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第15条
第1項第4号に定める前払式特定取引に係る業務を健全に遂行
するに足りる財産的基礎の審査基準

1. 前払式特定取引のうち、法第2条第6項第1号に掲げる取引を行う場合

(1) 収支の状況

当該事業者の収支の内容が5年間健全であること。特に経常収支比率が原則として100%以上を維持していること。

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状態をいう。

(2) 資産及び負債の状況

当該事業者の業種、事業の様子、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が5年間良好であること。特に流動比率が原則として100%以上を維持しており、かつ、負債倍率が過去5年間高率であった等過度の負債を保有していないことその他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが原則として12倍以上をいう。

(3) 業務計画の状況

5年間の募集計画、売上計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく5年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及

び売上の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状況をい、特に純資産比率が100%以上、経常収支比率が100%以上、かつ、流動比率が80%以上を維持していることをいう。このうち、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後2年以上は現金供託とすることとして資金計画に計上されていること。

(4) 経営見通し等

申請者が十分な開業資金（募集事業開始のための資金を含む。）を保有し、当該申請者と商品売買に係る取次ぎの契約を締結している者が前払式特定取引の方法により取引しようとする商品の販売実績を申請時を含め最低2年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

2. 前払式特定取引のうち、法第2条第6項第2号に掲げる取引を行う場合

(1) 収支の状況

当該事業者の収支の内容が5年間健全であること。特に経常収支比率が原則として100%以上を維持していること。

なお、収支の内容が健全であるとは、経営姿勢、事業内容及びその実績、売上状況、営業利益等を総合して調査し、前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状態をいう。

(2) 資産及び負債の状況

当該事業者の業種、事業の態様、経営内容等に照らし、資産及び負債の状況が5年間良好であること。特に流動比率が原則として100%以上を維持しており、かつ、負債倍率が過去5年間高率であった等過度の

負債を保有していないこと。その他高利の借入金等の不良な負債、回収不能の債権等不良な資産がある等財務内容に悪影響を及ぼしていないこと。

なお、負債倍率が高率とは、業態により違いはあるが原則として 1.2 倍以上をいう。

(3) 業務計画の状況

5 年間の募集計画、施行計画等の取引計画が申請者の営業地域を勘案して妥当であり、かつ、この取引計画に基づく 5 年間の収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であること。

なお、取引計画が妥当であるとは、市場調査が十分に行われており、営業地域、競合事業者等の状況が適切に加味された計画であり、募集及び施行の計画が営業地域における人口又は世帯数等から判断して過大な計画となっていないものであることをいう。

また、収支計画及び資金計画が妥当であり、健全であるとは、売上見込み、人件費等を含む募集・施行経費、解約返金、前受金の保全等が適切に計上されており、かつ、収支内容及び資金繰りが前受金を受領する事業者として消費者の権利保護を害するおそれがないと判断される状況をいい、特に純資産比率が 100% 以上、経常収支比率が 100% 以上、かつ、流動比率が 80% 以上を維持していることをいう。このうち、売上見込みについては役務施行の予想件数を特別の理由がない限り契約件数（会員口数）の 4% 以下、解約返金については解約の予想件数を特別の理由がない限り契約件数（会員口数）の 2% 以上とし、また、前受金の保全については特別の理由がない限り許可後 2 年以上は現金供託とすることとし収支計画又は資金計画に計上されていること。

(4) 経営見通し等

申請者が十分な開業資金（募集事業開始のための資金を含む。）を保有し、申請者又は当該申請者と指定役務の提供に係る施行委託の契約を締結している者が冠婚葬祭業の実績を申請時を含め最低 2 年以上有している等、前受金を受領する事業者として経営が健全に遂行できる見込みがあること。

割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条
の2の11第1項第11号イの方法に関する審査基準

1. 施行規則第62条第1項第1号及び第68条の13第1項第1号に関することについて

(1) 「不適正…な技術」

例えば、利用者支払可能見込額の算定の方法の試験的な運用において、認定包括信用購入あっせん業者又は登録少額包括信用購入あっせん業者が設定する次期事業年度の延滞率（以下「想定延滞率」という。）について、その設定の過程が示されていないことや、定期的又は必要に応じて利用者支払可能見込額の算定の方法の妥当性の検証を行い、当該算定の方法の調整（当該検証の結果、見直しを不要として現状維持とする場合を含む。）を行っていないことが考えられる。

(2) 「不十分な技術」

例えば、包括支払可能見込額調査の調査項目を削減等した算定の方法や、審査プロセスの主たる部分が人的判断による算定の方法が考えられる。ただし、利用者支払可能見込額の算定において人的判断によるこの必要性が認められる場合であって、人的判断が高度な技術的手法による利用者支払可能見込額の算定に際して付隨的に用いられる場合は、例外的に、人的判断を用いていることのみをもって「不十分な技術」には該当しない。

(3) 「不適正な…情報」

法令に違反する方法により取得した情報（法令違反の方法により取得した情報を取得する場合を含む。）をいう。

(4) 「不十分な…情報」

包括信用購入あっせん業者が保有する情報量に比して算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報の項目や顧客の過去情報の量が著しく不足していることをいう。

2. 施行規則第62条第1項第2号及び第68条の13第1項第2号に関することについて

「利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用」することとは、保有している顧客の過去情報のうち、算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報及び各利用者の利用者支払可能見込額の算定に用いる当該各利用者の情報に合理的な理由（利用者支払可能見込額の算定方法の構築において、自社の包括信用購入あつせんの対象顧客に共通する属性等の顧客情報を抽出する場合等）なく偏りがあることをいい、例えば、特定の信条を有することのみをもって与信を拒否するよう算定の方法を構築すること及び利用者支払可能見込額を算定することが考えられる。

3. 施行規則第62条第1項第3号の「この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。」に関することについて

(1) 施行規則第61条第1項第2号の「延滞率（一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むものの割合…）…」とは、以下のとおりとする。

延滞率=Bに対するAの割合

A：「当該件数のうち延滞している包括信用購入あっせんに係る債務を含むもの」

Bのうち、Bに定める時点で延滞（施行規則第118条第2項第1号ロに規定する「支払の遅延」をいう。以下同じ。）している包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等の契約件数

B：「一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等の件数」

一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等（当該時点において5年を超えて延滞が継続する包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等を除く。）の契約件数

(2) 法第30条の5の4第1項の認定を受けようとする包括信用購入あっせん業者及び認定包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者の過去延滞率（各包括信用購入あっせん業者の過去3年分の事業年度における延滞率の平均値をいう。以下同じ。）に照らし、想定延滞率を設定する。

(3) 過去延滞率を算定することができない包括信用購入あっせん業者は、平均延滞率（包括信用購入あっせん業者全体（一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。）のカード等の総契約件数に基づいて算定した延滞率の過去3年分の平均値をいう。以下同じ。）に照らし、想定延滞率を設定する。

(4) 想定延滞率は、上限延滞率（包括信用購入あっせん業者全体（一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。）から過去延滞率の高い5%の包括信用購入あっせん業者を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞率のうち、最も高い過去延滞率の過去3年分の平均値をいう。以下同じ。）を超えてはならない。

(5) 想定延滞率の設定に際しては、(2)に規定する包括信用購入あっせん業者及び認定包括信用購入あっせん業者は過去延滞率を、(3)に規定する包括信用購入あっせん業者は平均延滞率を踏まえ、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

4. 施行規則第68条の13第1項第3号の「この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。」に関することについて

(1) 法第35条の2の3第1項の登録を受けようとする包括信用購入あっせん業者及び登録少額包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者の事業計画等を基本として、平均延滞率及び上限延滞率を参考にした上で、想定延滞率を設定する。

(2) (1)の想定延滞率の設定に際しては、(1)の事業計画等を基本として、平均延滞率及び上限延滞率にも鑑み、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

(3) 登録少額包括信用購入あっせん業者が過去延滞率を算定することができる場合には、当該登録少額包括信用購入あっせん業者の事業計画等及び過去延滞率を踏まえ、想定延滞率を設定する。

(4) (3)の想定延滞率の設定に際しては、(3)の事業計画等及び過去延滞率を踏まえ、当該想定延滞率とする理由を説明するものとする。

割賦販売法第30条の5の4第5項第2号の規定による認定の取消し及び第35条の2の14第1項第2号の規定による登録の取消しの処分基準

1. 法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の9第1項第4号の方法に関することについて

「…第一項第一号の方法…を変更したとき。」（法第30条の5の4第5項第2号）、「…第三十五条の二の九第一項第四号の方法…を変更したとき。」（法第35条の2の14第1項第2号）に該当する場合は、これらの方法（延滞率に関する事項を除く。）について、以下に掲げる場合その他利用者支払可能見込額の算定の方法の構築に重大な影響を与える変更を行った場合をいう。

- ① 算定の方法の構築に新たな技術又は統計手法等を導入し又は廃止した場合
- ② 顧客の過去情報の取得先の変更に伴い、算定の方法の構築に用いる当該過去情報の項目を追加し又は削減した場合

他方、上記の「以下に掲げる場合その他…を与える変更を行った場合」に該当しない場合とは、例えば、以下の場合が考えられる。なお、以下の場合であっても、変更前に認定又は登録を受けた想定延滞率自体の変更が認められるものではないことに留意する。

- ③ 算定の方法の構築に用いる技術又は統計手法等の改善、保守点検又はバージョンの更新等を行った場合（当該改善等が上記①に該当する場合を除く。）
- ④ 算定の方法の構築に用いる顧客の過去情報を更新した場合
- ⑤ 顧客の過去情報の取得先を変更した場合（上記②に該当する場合を除く。）
- ⑥ 各利用者に対する利用者支払可能見込額の算定に用いる当該各利

用者の情報を更新した場合

2. 法第30条の5の4第1項第2号の体制及び第35条の12第1項第2号の体制に関することについて

- (1) 「…同項第二号の体制を変更したとき。」（法第30条の5の4第5項第2号）及び「…同項第五号の体制を変更したとき。」（法第35条の2の14第1項第2号）とは、利用者支払可能見込額の算定及び管理を行う部署又は内部監査を行う部署を変更した場合その他利用者支払可能見込額の算定を行う体制に重大な変更が生じた場合をいう。
- (2) 「…同項第二号の体制を変更したとき。」（法第30条の5の4第5項第2号）及び「…同項第五号の体制を変更したとき。」（法第35条の2の14第1項第2号）に該当しない場合には、例えば、利用者支払可能見込額の算定及び管理を行う部署又は内部監査を行う部署の責任者又は部署名を変更する場合等の利用者支払可能見込額の算定を行う体制に実質的な変更がない場合が考えられる。

割賦販売法第30条の5の5第1項本文及び第35条の2の4

第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務違反に関する処分基準

1. 法第30条の5の5第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務に関することについて

(1) 認定包括信用購入あっせん業者が法第30条の5の5第4項の規定により報告した当該認定包括信用購入あっせん業者の事業年度末日時点における延滞率（以下「延滞率実績」という。）が、上限延滞率又は想定延滞率を超過した場合には、法第30条の5の4第1項の認定に係る同項第1号の方法により利用者支払可能見込額を算定していないものとして、法第30条の6第1項の「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当する場合があり得る。

(2) 「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するか否かの判断は、以下のとおりとする。

① 上限延滞率を超過した場合には、延滞率実績及び上限延滞率の乖離幅、上限延滞率を超過した合理的理由の有無、当該認定包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況並びに延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該認定信用購入あっせん業者の自主性に委ねることが適當か否かを判断するものとする。

② 上限延滞率を超過しておらず想定延滞率を超過した場合には、「第三十条の五の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」とは、延滞率の管理に著しく支障を生じている場合をいい、これに該当するか否かは、延滞率実績及び想定延滞率の乖離幅、想定延滞率を超過した合理的理由の有無、当該認定包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況、延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該認

定信用購入あっせん業者の自主性に委ねることを基本として、改善命令によることに十分な必要性が認められるか否かを慎重に判断するものとする。

(3) 「第三十条の五第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するものとして法第30条の6第1項の改善命令の対象となる場合としては、例えば、上限延滞率を超過している場合には、上限延滞率を下回る延滞率とすることが著しく困難な場合や、合理的な理由なく延滞率の改善が行われない場合が挙げられる。また、「延滞率の管理に著しく支障を生じている場合」としては、例えば、利用者支払可能見込額の算定の方法に係るシステムに容易に回復することができない不具合が発生したことにより、利用者支払可能見込額の算定やその結果の管理を適切に行うことが著しく困難な状況にある場合が挙げられる。

2. 法第35条の2の4第1項本文の利用者支払可能見込額の算定義務に関することについて

(1) 登録少額包括信用購入あっせん業者が法第35条の2の7の規定により報告した当該登録少額包括信用購入あっせん業者の延滞率実績が、想定延滞率を超過した場合には、法第35条の2の3第1項の登録に係る法第35条の2の9第1項第4号の方法により利用者支払可能見込額を算定していないものとして、法第35条の2の8第1項の「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当する場合があり得る。

(2) 「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき」に該当するか否かは、延滞率実績及び想定延滞率の乖離幅、想定延滞率を超過した合理的理由の有無、当該登録少額包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況並びに延滞率の改善可能性及び改善状況等の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組を当該登録少額包括信用購入あっせん業者の自主性に委ねることが適當か否かを慎重に判断するものとする。

(3) 「第三十五条の二の四第一項本文…の規定に違反していると認めるとき

き」として法第35条の2の8第1項の改善命令の対象となる場合としては、例えば、想定延滞率の設定及びその管理が困難となるような状況が認められる場合が挙げられる。